

行政組織上の関係

(百選「I-23」～「I-26」)

問題 001

賄賂罪は、公務員の職務の公正とこれに対する社会一般の信頼を保護法益とするものであるから、賄賂と対価関係に立つ行為は、法令上公務員の一般的職務権限に属する行為であれば足り、公務員が具体的事情の下においてその行為を適法に行うことができたかどうかは問わない。

001 解答：妥当である。(I-23)

問題 002

内閣総理大臣が運輸大臣に対し、航空会社に特定機種の選定購入を勧奨するよう働きかける行為がその職務権限に属する行為であるためには、内閣総理大臣が運輸大臣に右勧奨をするよう働きかけることが内閣総理大臣の権限に属していることだけで足りる。

002 解答：誤り

それに加えて、運輸大臣の航空会社への特定機種の選定購入の勧奨が運輸大臣の職務権限に属さなければならぬとした。(I-23)

問題 003

行政指導は、公務員の職務権限に基づく職務行為であるが、運輸省設置法、航空法の規定からすると、運輸大臣の航空会社に対する特定機種を選定購入勧奨の行政指導は、運輸大臣の職務権限に属するとは到底言うことはできない。

003 解答：誤り

職務権限に属するとした。(I - 23)

問題 004

内閣総理大臣が行政各部に対し指揮監督権を行使するためには、閣議にかけて決定した方針が存在することを要するが、閣議にかけて決定した方針が存在しない場合においても、内閣総理大臣は、行政各部に対し、随時、その所掌事務について指導、助言等の指示を与える権限を有するものと解するのが相当である。

004 解答：妥当である。(I - 23)

問題 005

都道府県知事が建築許可を行うにあたり必要とされる消防庁の同意は、国民に対する直接の関係において、その権利義務を形成し、又はその範囲を確定する効果を伴うものであるから、抗告訴訟の対象となる。

005 解答：誤り

その権利義務を形成し、又はその範囲を確定する行為と認められず、抗告訴訟の対象となる行政処分ということとはできない。(I - 24)

問題 006

教育に関する地方自治の原則からすれば、地方教育委員会の有する教育に関する固有の権限に対する国の行政機関である文部大臣の介入、監督の権限に一定の制約が存する。

006 解答：妥当である。(I - 25)

問題 007

文部大臣が地方教育委員会に学力調査の実施をその義務として要求することは、教育に関する地方自治の原則に反するとは言えない。

007 解答：誤り

「義務として」要求することは、教育に関する地方自治の原則に反することを否定することはできないとした。
(I - 2 5)

問題 008

文部大臣が地方教育委員会に学力調査の実施を要求したことを受け、地方教育委員会が学力調査を実施することは、教育における地方自治の原則に反する違法があるとすることはできない。

008 解答：妥当である。(I - 2 5)**問題 009**

管理者は、その補助職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止すべき指揮監督上の義務に違反し、故意又は過失により補助職員が財務会計上の違法行為をすることを阻止しなかったときに限り、普通地方公共団体に対し損害賠償責任を負う。

009 解答：妥当である。(I - 2 6)

問題 010

地方自治法 242 条の 2 第 1 項 4 号の代位請求住民訴訟所定の「当該職員」には、当該普通地方公共団体の内部において、訓令等の事務処理上の明確な定めにより、当該財務会計上の行為につき法令上権限を有する者からあらかじめ専決することを任され、その権限行使についての意思決定を行うとされている者は含まれない。

010 解答：誤り

含まれるとした。(I - 2 6)